

令和3年度企業立地促進奨励金の改正について

令和3年4月1日に、企業立地促進奨励金の交付要綱(以下、「要綱」とする。)を改正いたしました。

これまでの制度と大きく変更となった点はありませんが、提出いただく書類などに変更がある場合がありますので、ご注意ください。

主な変更点は次の5項目です。

1 雇用の補助金の対象となる従業員について(要綱第2条9号)

これまでも、本補助金の対象は正社員の方としておりましたが、要綱の文言を整理いたしました。

2 親会社・子会社の関係を示す書類について(要綱第4条2項6号)

同一敷地内で、共同で事業を営む親会社・子会社を一つの事業者とみなし補助金を交付しておりましたが、この関係を示すために、新たに「企業の代表者届出書兼委任状」を提出いただくことといたしました。

3 操業開始日について(要綱第6条)

指定申請を受けた指定事業が完了し、操業を開始した場合、新たに「操業開始届出書」を提出いただくことといたしました。

4 交付申請締切日について(要綱第7条2項)

毎年度の交付申請の締切日を、11月30日までに延長いたしました。

5 事業が別会社に承継された場合について(要綱第13条)

指定事業について、事業が別会社に承継された場合、新たに「承継申出書」を提出いただくことといたしました。

新規申請をお考えの事業者様へ

新規申請の場合は、着工の30日前までに指定申請が必要となりますので、期間に余裕を持って下記企業誘致課窓口までお問い合わせください。

担当・問い合わせ先

伊勢崎市産業経済部企業誘致課企業誘致係

電話 0270-27-2756 ファックス 0270-24-5253

メールアドレス kigyou@city.isesaki.lg.jp